

仕 様 書

1 件 名 令和7年国勢調査 調査員用地図及び調査区要図作成業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和7年7月31日まで

3 納入場所 令和7年国勢調査交野市実施本部事務局

4 業務の概要

交野市が貸与する令和7年国勢調査基本単位区（調査区）境界データ（以下「CMSデータ」という。）を、背景地図データとコンピュータ内で結合した上で、調査員用地図と調査区要図の作成に係る印刷を行う。

CMSデータ作成後の基本単位区（調査区）の境界および番号の修正が行われた箇所についても交野市が提供する修正地図データをもとに同様の処理を行い印刷を行う。

地図出力の仕様は、下記の“8 作成する地図”を参照のこと。

また、履行期間までの間に一時納品を行い、交野市が確認した上で、必要部分について修正を行う。

修正については、調査員用地図は全体の2割、調査区要図は全体の1割で想定する。

5 対象地域及び調査区要図の調査区数

- ・ 交野市内 596 調査区

6 貸与物品等

- ・ CMSデータ
- ・ 調査区一覧表データ
- ・ その他

7 納品する物品

- ・ 調査員用地図 596 調査区分 各2部
- ・ 調査区要図 596 調査区分 各1部
- ・ 調査区要図の電子データ 各1部
(容量に応じてDVD、CDRに格納)

8 作成する地図

◇調査員用地図の作成内容

- ・ 大きさはA3版とし、調査区が1枚の用紙に印刷されるようにする。図面レイアウトは要図と同じく縦型としカラー印刷する。
- ・ 調査員用地図の用紙は受注者が用意すること。
- ・ 調査区がA3版に1500分の1の縮尺で収まらない場合は、調査区の形状に合わせて自動分割し、各用紙の縮尺が1500分の1より大きくなるようにして印刷する。
- ・ 有人調査区を処理するものとし、作業用CMSデータと背景地図データを重ね合わせ、背景地図上に調査区及び基本単位区の境界を表示した地図とする。
- ・ 出力地図には、調査区番号（主番号、後置番号及び単位番号を表示）及び背景地図にある世帯名や施設名等を表示する。

- ・ 調査区境界線の内側だけでなく、隣接する地区が分かるよう当該調査区の周囲も含めて印刷する。
- ・ 地図欄外には、市町名・住所・調査区番号を表記する。

◇調査区要図の作成内容

- ・ 道路、河川、鉄道、住宅、建物枠、方位記号、調査区境界線、単位区境界線、調査区番号（単位区の番号含む）等を出力。
- ・ 印刷色はモノクロ。
- ・ 交野市が用意する用紙（A4）に印刷。
- ・ 調査区要図の調査区境界線及び単位区境界線は指定された線画で出力。
- ・ 調査区要図へは、個人名、企業名、建物名などは表示しない。
- ・ 該当する調査区の指導員名・調査員名は入力しないこと。
- ・ 別途電子データを納品すること。

9 守秘事項等

- ・ 業務遂行に当っては、業務責任者を定めるとともに、貸与するデータ、資料及び成果物等の管理に万全を期すこと。
- ・ 貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- ・ 貸与物品の受領に際しては、受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。
- ・ 貸与物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- ・ 調査区要図の納品後、交野市の指示を受けて本委託業務において作成された各種磁気データ（中間データを含む。）及び出力リスト（中間成果物を含む。）を消去又は破棄し、その旨を記載した文書を提出すること。
- ・ 本契約の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・ 本契約により作成された成果物は、交野市の許諾なく無断で使用、複製、転貸及び譲渡してはならない。

10 納入期限

- ・ 交野市の指定する期日

11 支払い方法

- ・ 委託料の支払は業務完了後一括して支払う。

12 その他

- ・ 受注者は、受注業務等の連絡責任者を選定し交野市へ報告すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。